

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月21日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第29号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年佐賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務に基づく公務又は通勤により生じた</u>と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、<u>すみやかに報告をさせなければならない。</u></p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 <u>条例第3条第2項の規定による通知は、公務により生じたものであると認定したときは、別に定める公務災害補償通知書により、通勤により生じたものであると認定したときは、別に定める通勤災害補償通知書によるものとする。</u></p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、<u>速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 <u>実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別に定める公務災害補償通知書により、通勤により生じたものであると認定したときは別に定める通勤災害補償通知書により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない</u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>実施機関の長の職氏名</u></p>

改正前	改正後
<p>第24条の2 略</p> <p>第25条～第27条 略</p>	<p>(2) <u>被災職員の氏名</u></p> <p>(3) <u>傷病名</u></p> <p>(4) <u>災害発生年月日</u></p> <p>(5) <u>公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由</u></p> <p>第24条の2 略</p> <p><u>(審査申立ての教示)</u></p> <p>第25条 <u>実施機関は、第4条又は第10条の規定による通知をするときは、審査申立てをすることができる旨を教示するものとする。</u></p> <p>第26条～第28条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。